



# 地域を支える松本糸魚川連絡道路の整備

～長野県大町建設事務所と大町市役所より継続的に情報を発信します～

## 地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間 用地補償に係る心配ごとについてお答えします①

「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間の「幅の細いルート帯」については、令和6年1月に最適ルート帯として「Cルート帯」を発表しました。

その後、令和6年度中に現地の測量を行い、現在は具体的なルート線や、おおむねの道路構造を検討しているところです。測量着手の際の説明会などで、地域や地権者の皆さんからルート線に土地をお持ちの場合の用地補償費について、ご質問をいただきましたのでお答えします。

### はじめに

県では松糸道路事業のほか、県民の皆さんが安全で快適に暮らせるよう、さまざまな公共事業を行っています。これらの公共事業を行うに当たっては、皆さんの大切な土地をお譲りいただいたり、建物など物件の移転をお願いしたりしなければなりません。

こうした場合は、一般的に次の流れで手続きを行うことになります。

用地補償の流れ 県ホームページ「用地補償のあらまし」から引用



### 用地補償に係る心配ごとにお答えします

今回は「土地の補償について」の疑問にお答えします。



**用地買収の対象になる面積は  
どうやって決まるの？**



**詳細な設計後に確定します。**

土地の補償（土地代金）の対象になる面積については、詳細な設計を行うことにより、道路として必要な用地の範囲が明確になり、土地の調査を行った上で用地買収面積が確定されます。



## 土地の調査ってどんなことをするの？



一筆ごと境界を確認し土地の測量を行います。

土地の調査は、県が取得させていただく土地の面積の確定と権利者の確定を目的に行い、土地所有者や隣接地の所有者の立ち会いのもと、一筆ごとに境界を確認いただいたうえで、土地の測量をさせていただきます。その後地権者の皆さんとの用地交渉が進み、了解が得られると契約となります。



## 土地の買収価格は どうやって決まるの？



実際の取引価格や公示価格、不動産鑑定評価額などを基準に、総合的に算定します。

用地を取得させていただく場合の土地の買収価格は近傍で実際に取引された価格、公示価格や不動産観点評価額などを基準として、土地の位置や形状などを総合的に判断して適正に算定します。地目、面積は土地登記簿に記載されているものではなく、現況、実測によりそれぞれ算出します。

### 今後のスケジュール

令和6年度から「事業準備段階」として現地の測量を実施し、具体的なルート線の検討を進めております。令和7年の秋以降に関係地区において説明会を開催して具体的なルート線やおおむねの道路構造などを提示させていただく予定です。

引き続き、県と市で連携して進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。



これまでに開催した説明会などの資料は次の市内の公共施設でも縦覧が可能です。

- ▷ 大町市役所 (本庁舎 1 階受付閲覧コーナー)、各地区の公民館、大町図書館、県大町合同庁舎 (1 階行政情報コーナー)

説明会などの資料は大町建設事務所のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/omachiken/shisaku/matuito1.html>

### ■問い合わせ

- ▷ 大町建設事務所整備・建築課計画調査係 TEL23-6534 (直通)  
E メール omachiken-matsuito@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 大町建設事務所用地課 TEL23-6540 (直通)  
E メール omachiken-yochi@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 市建設課計画係 TEL 市内線 760 E メール kensetsu@city.omachi.nagano.jp



大町建設事務所  
ホームページ